

事例番号:370189

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第一部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

2) 今回の妊娠経過

妊娠 27 週 - 腹部緊満を認める

妊娠 30 週 2 日 - 妊娠 31 週 2 日 切迫早産のため入院

妊娠 31 週 6 日 - 妊娠 36 週 4 日 切迫早産のため入院

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 37 週 3 日

21:40 陣痛発来のため入院

4) 分娩経過

妊娠 37 週 3 日

22:42 経膈分娩

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:37 週 3 日

(2) 出生時体重:2600g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.22、BE -3.4mmol/L

(4) Apgar スコア:生後 1 分 8 点、生後 5 分 9 点

(5) 新生児蘇生:実施なし

(6) 診断等:

生後 5 日 退院

1 歳 8 ヶ月 歩行未、右外反足の疑い

2 歳 9 ヶ月 独歩不可、顕著な全身性の低緊張に伴う運動発達の遅れを認め

る

(7) 頭部画像所見:

2歳9ヶ月 頭部MRIで脳室周囲白質軟化症の所見

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 1名

看護スタッフ:准看護師 2名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、妊娠経過中の早産期におけるいずれかの時期に生じた胎児の脳の虚血(血流量の減少)により脳室周囲白質軟化症(PVL)を発症したことであると考える。

(2) 胎児の脳の虚血(血流量の減少)の原因を解明することは困難であるが、臍帯圧迫による臍帯血流障害の可能性を否定できない。

3. 臨床経過に関する医学的評価(2020年4月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

(1) 妊娠中の外来管理は一般的である。

(2) 妊娠30週2日および妊娠31週6日に切迫早産の診断で入院としたこと、および入院中の管理(子宮収縮抑制薬投与、ベクタゾールリン酸エステルナトリウム注射液投与、ノンストレス実施、血液検査実施)は、いずれも一般的である。

2) 分娩経過

(1) 妊娠37週3日、陣痛発来入院後の分娩経過中の管理(分娩監視装置を断続的に装着)は一般的である。

(2) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

3) 新生児経過

出生後の管理は一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

なし。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

胎児心拍数陣痛図を 5 年間保存しておくことが望まれる。

【解説】本事例は、妊娠 30 週 2 日から妊娠 31 週 2 日の胎児心拍数陣痛図が保存されていなかった。「保険医療機関及び保険医療養担当規則」では、保険医療機関等は、医療および特定療養費に係る療養の取り扱いに関する帳簿及び書類その他の記録をその完結の日から 3 年間保存しなければならない。ただし、患者の診療録にあっては、その完結の日から 5 年間とするとされている。胎児心拍数陣痛図は、原因分析にあたり極めて重要な資料であるため、今後は診療録と同等に保存することが望まれる。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

PVL 発症の病態生理、予防に関して、更なる研究の推進が望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。